

平成 24 年第 6 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	14 番	竹 内 賢
15 番	加 藤 照 美	16 番	伊 藤 知
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐 藤 文 昭		

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 金 子 勇 一 郎 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐々木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市 民 福 祉 部 長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	柳 橋 稔	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
象 瀧 市 民 サービス センター 長	齋 藤 正 司	仁 賀 保 市 民 サービス センター 長	佐 藤 朗
金 浦 市 民 サービス センター 長	佐々木 悦 子	市 民 課 長	佐 藤 克 之
生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子
農 林 水 産 課 長	伊 東 秀 一	観 光 課 長	佐 藤 均
建 設 課 長	佐 藤 信 夫	教 育 委 員 会 総 務 課 長	齊 藤 義 行
学 校 教 育 課 長	高 野 浩	文 化 財 保 護 課 長	金 道 博
仁 賀 保 勤 労 青 少 年 ホ ー ム 館 長	篠 原 光 義		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第3号

平成24年9月11日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

なお、一般質問においては、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので、注意してください。

順番に発言を許します。

初めに、13番奥山収三議員の一般質問を許します。13番奥山収三議員。

【13番（奥山収三君）登壇】

●13番（奥山収三君） おはようございます。今日の最初の一般質問、事前通告しておりました大項目、中島台の環境保全について、この1点につき三つほどの質問をさせていただきます。

中島台に関しましては、私が関係を持ち始めてほぼ10年以上になります。その間にいろんなことがありまして、例えば、あがりこ大王の観賞用のデッキ、それについても設置したらいかがかというようなことで、いろんな話し合いの中で順調に行われてまいりました。またさらに、木道整備においても、その段階で、当時、町のほうにもお話してあったんですが、なかなかそれに関しては進まない面もあったのですが、ここにきてほぼ、100%とは言いませんけれども木道が整備されたように見受けられます。その件につきましては、私自身としては非常に高く評価しているところであります。

言うまでもなく自然環境保全というのは、人が入ることによって、どうしても荒れる部分があります。それと同時に、観光を考えますと、当然これは人が来てもらわなければ具合が悪い、そういう非常に矛盾した面があるわけですが、今お話しましたように、多少その間に崩壊した——崩壊と言ったらちょっと言葉がオーバーかもしれませんが、荒れた部分もありました。けれども、先ほどお話しましたように木道整備がほぼ完備し、ここにきてようやく中島台の環

境保全が、ほぼ終わりつつあるのかなど。もちろんこれの終わりはないわけですが、さらに朽ちた木道、その他いろいろな問題が次から次へと発生してくるわけですが、木道整備にしましては、ほぼいいのかなという感を持っております。

ここ数年来、中島台を訪れる観光客は著しい増加傾向にあります。私は先ほどお話ししたように、中島台に関連を持っており、7月にも2度ほど訪れております。特に週末の土曜日、日曜日になりますと、個人のみならず団体の観光客がひっきりなしに訪れております。

そのような状況の中で駐車場は、ほぼ満車の状態で、大型バスが次々と入ってきて、駐車できずに県道象潟矢島線の道路上に駐車せざるを得ない状態です。ここ二、三日後、また私もちょっと中島台に行く用事がありますが、殊に先日7月に行ったときには日曜日で、路上には五、六台の大型バスが駐車しておりました。また、気になっていた中島台の木道は、先ほど来お話ししているように大分整備され、未整備の部分は少なくなって随分と歩きやすくなっておりました。本当にその件に関しては、前述のように評価しております。

市長は、これからのにかほ市の重要施策として観光の振興を挙げておりますが、今や観光の重要拠点となり、観光の目玉商品的な存在となった中島台の環境保全について、下記の点で質問いたします。

まず一つ目です。駐車場の整備と書いていますが、これはただ単に現在ある駐車場に併設という意味ではございませんので、広い意味で捉えていただければありがたいと思っております。

前述のように、週末となると大型バスがどんどんやってきております。中島台の管理人いわく、事前に連絡があったバスは駐車場に入れる分については駐車場に入れているが、事前に連絡がなく当日に来るバスについては、ほとんど路上駐車してもらわざるを得ない状況にあると、そのようなことをお話をしておりました。一般の乗用車もたくさん来ており、ほぼ駐車場は満車の状態になっておりましたけれども、市として——これは、あそこは、中島台は国定公園内にも入っておりますので、すぐとは簡単なあれにはいかないと思うのですが、市として各機関に働きかけ、駐車場のさらなる整備、充実化を図るべきと思いますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、奥山議員の一般質問にお答えをいたします。

駐車場の整備についてであります。奥山議員がお話のように、7月の土日ともなりますと、時間帯によっては十数台の大型バスが集中して中島台に訪れている現状でございます。大変喜ばしいことではありますが、一度に多くの観光客、要するに入山者が訪れることで、木道から落下したり、あるいは転倒などでけが人が出ることも心配される状況であります。当然木道から外れての散策ではブナ等の樹木に悪い影響を与えることとなりますので、今以上に一度に入山することは、できるだけ避けていかなければならないのではないかなというふうにも思っております。

中島台は議員が御指摘のように重要な観光資源であります。それと同時に、貴重な自然遺産でもありますので、活用と保護をバランスよく保つことが必要であります。まずは観光客の入り込み状

況に合った木道の整備、ある程度整備は進みましたけれども、今の木道では幅も狭いので、やはりもっと整備充実が必要だと、そのように考えております。そこで、去る7月24日開催されました秋田県国有林野等所在市町村長有志協議会の席上において、東北森林管理局長に対して、中島台の木道整備充実について国の支援をお願いしたところであります。

いずれにしても、国から支援が受けられるかどうかは今の段階では分かりませんが、前段で申し上げましたように、まずは木道の整備充実を優先して取り組み、その進捗状況を見ながら駐車場の整備については国等と協議をしてみたいと思っております。

なお、駐車場の混雑状況に応じて路上駐車しているわけではありますが、県道においては徐行、注意、これを促すような看板を設置しながら安全対策を講じているところでございます。

●議長（佐藤文昭君） 奥山収三議員。

●13番（奥山収三君） まずは木道整備を——整備というかそれを優先的にというような答弁でしたけれども、ちょっと参考的に申し上げたいのは、どう言うんでしょうね、純然たる駐車場とも言わなくても、例えばこれ一つの案なのですが、鶴泉荘、あそこの駐車場をもうちょっと広く何らかの形で整備して、バスの待機所、バスプールというんですかね、例えば観光客は行くときは中島台で降ろしてもらって、バスだけは下のほうで待機すると。それでまた時間がきたら、観光客が一巡して帰るごとの時間になったら、また中島台の駐車場まで迎えに行くと、そのような例えばバスプール、もしくはバスの待機所みたいな考え方もできるのではないかと、私自身この間もちょっとあのかいおいを見て回ってきたんですが、ちなみにそのような現在あるその鶴泉荘の駐車場ですか、それをちょっと一整備して、ただ問題は、あそこでそれだけの面積がとれるかどうか何とも言えないのですが、幅広い対応をするような考えはないのかどうか、いま一度お尋ねしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 鶴泉荘周辺に待機所というふうな、整備をというふうなことです。残念ながら鶴泉荘周辺に整備するような土地はありません。民地を利用するとすればありますけれども、ただやはり今の状況、もっとね、これからもっともっと増えるようであれば、そういうことも検討の一つだと思いますけれども、今はね、はっきり言ってそんなに交通量のある道路ではありません。交通量といっても、ほとんどが中島台に入る車両だけですので、この辺、交通安全上見ながらですね、その他の対策が講じることができるかどうか、まずは検討してみたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 奥山収三議員。

●13番（奥山収三君） 今のお話では、今後の状況、バスというか観光客の入り込み、そういうものを見た上で判断というようなことになるみたいですので、できるだけ早い措置というか、そのような前向きに考えていただければ幸いです。

次に、二つ目の質問に移らせていただきます。

木道に沿って立入禁止対策についてということですが、この件に関して木道整備は着々と進んでいるようですが、現実を見ますと、どうも訪れる方皆さんがマナーのよい方ばかりではなさそうです。中にはマナーの悪い方もおりますし、そんな中でも中島台の自然を被写体とした写真を撮る人が木道を外れ、自分なりのカメラアングルを得るためにブナ林の中に入り込んでいる方が結

構見受けられます。特に新緑の時期、または秋の紅葉の時期になりますと、中高年の方々が五、六人、もしくは七、八人のグループを組んで、大きなカメラを担いで入ってくる姿が非常に多く見受けられるようになりました。そのようにブナ林の中に入り込んで、結局は下草を踏み荒らす、それによって樹木や植物の衰退の原因になっているのは見受けられます。このような行為に対して何らかの対策を考えて、例えば木道に沿ってロープを設ける、これは何も木道全部にという意味ではございません。例えば重要、ここだけは入ってほしくないというような箇所に立入禁止の注意を促すようなロープを張ったらどうかというような意味です。それと同時に、ロープを張るということは非常に抵抗あると思います、確かに。というのは、地元のあそこで秋になるとキノコが豊富ですので、キノコ採りに入ったり、一応趣味、もしくは自分たちの生活の糧として入り、収穫を楽しむ人も結構多いと思います。そのような方々のことを思えば、安易にじゃあロープを張ってもいいのかということも出てくるかもしれません。けども、やはりある程度の注意の喚起を促す意味でも、先ほどお話ししましたように全部とは言わなくても、重要な、ここだけは入ってほしくない、そのような箇所についてはロープを張るなり何らかの形の注意を促すような方法がとれないものか、その点についてお伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 禁止対策の質問については、担当の部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、私のほうからお答えいたします。

奥山議員の御指摘のとおり、マナーの悪い入山者がいるのも確かであります。全線にロープ等の立入禁止策を講じることは大変難しいものと考えております。ただ、今話を聞きますと、出壺につきましては一部柵を、ロープを張っているところもありますし、それと転落防止柵についても一部、行ってすぐ左側なんですけれども、川に落ちないようなネット柵は、ロープ柵はしております。ロープ柵等の有無に関係なく立ち入る入山者も考えられますので、中島台管理人や、あるいは観光案内人などと連携、協力しながら、マナーの悪い方には注意喚起を促すとともに、マナー向上に向けた啓発に努めたいと考えております。

●議長（佐藤文昭君） 奥山収三議員。

●13番（奥山収三君） 今の答弁でおおよそのことは分かりますが、いつも行って思うんですけども、どうも中島台の管理人の方もそうなんです、それから観光案内人の方も行くたびに何人かと出会うんですけども、余りこう、どう言うんでしょうね、中に入ってカメラを構えている、もちろん木道から外れてのことです。ずっと奥に入って行ってカメラを構えている人たちに対しては、何の注意もされていないような気がするんですが、たまたまそのときにどう言うんでしょう、管理人、もしくは観光案内人が見ていなかったのかもしれませんが、ただ、いずれにしても、どうなんだろう、もう少し観光案内人や管理していただく方々にも強く、殊に写真を撮すのを目的にして来ている方々に対して、入る前から注意を促すような、そういう方法はとれないのかどうか、ちょっと一言お尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） お答えします。今、御指摘のとおり、うちのほうでも今考えているのは、看板等をもっと充実しまして啓発運動をしたいなということで考えています。ただ、先ほども話しましたとおり、管理人及び観光案内人と協力しながら、そしてパトロールを強化するのが一番いいのかなということで考えています。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 奥山収三議員。

●13番（奥山収三君） この件に関しましては、以前ですね管理人ともいろんな話したことがありました。例えば、秋深くなってくると滑りどめにスパイクつきの靴を履いてくる方が結構おります。殊に先ほどお話しているように、カメラを持って写真を写しに来る方にそういう傾向が非常に多く見受けられます。ですから、例えば——これは質問事項には入っていないので参考的に申し上げるのですが、やはり入り口に確かにスパイクつきの靴は遠慮してほしいということも、その話があって以来書いてあります。ですから、それを強く注意喚起促すような、その管理人さんたちも十分気をつけて見ていただけるようにしていただければありがたいと思います。

それでは、次に三つ目に移ります。入山料の徴収についてということになります。

この入山料につきましては、最初、私が言いました。中島台に関連し始めたころにその話がありました。というのは、木道整備がまず先じゃないかというような話をしましたら、その当時の担当の方は、いや、入山料を取ってからその木道整備するんだというようなことを言うので、私は、いや、それは違う、逆じゃないかと。観光行政というのは、やはりある程度整備をして、殊に自然に対することに関しては、自然が荒れない程度の最低限のことを整備してから、はいどうぞ来てくださいというのが観光行政じゃないかというような話をしたこともありました。そのときには卵が先か鶏が先かというようなことまで話が進んだこともありましたけれども、いずれにしても木道整備は今ほとんど進んでおり、未整備の部分も随分少なくなっておりますので、この件に関しては非常に安心して見ていただけるのではないかと私は思っております。

そこで、今すぐにとはいかないと思います。これに関しては十分木道整備、もしくはいろんなその安全策を講じた上で入山料ということも出てくるのかもしれませんが、将来的でもいいわけですけれども、入山料を徴収して、その料金を資金として中島台の環境保全のさらなる充実を図るのも一つ、一考ではないかと思ひ質問した次第ですので、将来について入山料を徴収する考えはないかどうか答弁をお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 入山料の徴収ということでもありますけれども、これはやはりいろいろと議論が分かれると思います。ですから、観光地であって入山料を取る取らない、議論が分かれますけれども、ただ、今の段階では国との協定がございます。あの土地を借りる場合の国との協定がございますので、今の段階では入山料を強制的に取るという形にはできないと解釈しております。

細部については、担当部長から説明させます。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、入山料の徴収についての御質問にお答えします。

入山料としての徴収につきましては、今のところ考えておりませんが、現在、地元の鳥海国定公園を美しくする会で設置しています「チップボックス」の拡充について検討したいと考えております。中島台につきましては、由利森林管理所と歩道敷きについて国有林野無償貸付契約を交わしております。契約書では、にかほ市は貸付物件又はこれに設置した施設を営利目的として使用してはならないとあり、現時点では入山料としての強制的な徴収は難しいものと考えております。そのため、他の地域でも行っておりますチップボックスという現在の形で協力金をいただくことを優先に考えております。協力金の実績をここで申し上げたいと思います。去年は震災の影響で若干落ち込みましたけれども80万円ほどありました。平成21年から平成22年は130万円ほどになっています。そのお金は有効に施設整備に使っており、入り込み数はここ数年3万人前後で推移しております。中島台は観光施設として全国的に脚光を浴びており、今後も入山者が増える見込みです。木道整備など環境整備を進めていく上での財源確保のためにも、より多くの入山者からの御協力と御理解が得られるように、自然保護と自然環境についての啓発活動等を実施していきたいと考えております。

ただ、御承知のとおり、一方では入山料を徴収している事例もあります。例えば、青森県鯉ヶ沢町では、ミニ白神として入山料を徴収しております。これは国を含めた協議会を組織し、鯉ヶ沢町観光協会が受託先となり、徴収金の使途を環境保護目的として料金を徴収しているようであります。以前、にかほ市でも検討したことがありますが、当時は有料化まで踏み込むことができないと判断し現在に至っているというような話です。

また、ほかの多くの地域でも有料化を検討しているようですが、観光客数の落ち込みなどを懸念して導入に至っていない状況にあるようです。

今後も自然保護と両立を目指した観光振興を図っていききたいと考えており、入山料の徴収につきましては、今後の課題として受けとめております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 奥山収三議員。

●13番（奥山収三君） 今の話ですと、現段階では入山料を徴収する予定はないと。ただ、どうなんでしょうね、3万人前後で随分入り込み数も増えているわけですので、入山料、今の質問事項の入山料のみならず、今回この質問に挙がっている駐車場等バス待避所、またはどう言うんでしょうね、立入禁止区域、そういうことに関して、ぜひ今後、観光客が当然増えると思いますので、前向きな姿勢で取り組んでいただきたいと思います。これで質問を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで13番奥山収三議員の一般質問を終わります。

次に、4番伊東温子議員の一般質問を許します。4番伊東温子議員。

【4番（伊東温子君）登壇】

●4番（伊東温子君） おはようございます。最後の質問になりました。一般質問を始めます。

今年の夏も観光、イベント、交流等にかほ市を訪れた人は多かったと思います。

先日、市内を一巡してみました。文字の不明な看板、絵の剥離、色あせ、草陰で見えなくなった看板、業務廃止で不要となったと思われる看板、さびれた骨組みだけが残ったもの等が数多く見られました。

当市を訪れた方の目に、どう映ったでしょうか。公有地、私有地への配置区分もあるので一概に撤去できないものもあるとは思いますが、観光地として景観・美観を損ねるものと思われるので、整備、管理について伺います。

①にかほ市には届け出、設置規定はありますか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、伊東議員の御質問にお答えをいたします。

看板等の設置と維持管理についてでございますが、質問の内容が民間の看板も含めてのお話かどうか分かりませんが、現在市が管理している看板等は830基ほどございます。旧町時代から引き継がれた看板もございますので、中には御指摘のように老朽化しているものもあると考えております。こうした看板等については、さらに必要性を検討しながら撤去か更新をしております。こうした看板等については、さらに必要性を検討しながら撤去か更新をしております。こうした看板等については、さらに必要性を検討しながら撤去か更新をしております。

いずれにしても、再度点検をしながら、少し時間はかかりますが、さらに体系的で統一された看板の整備に努めてまいりたいと思っております。

①の質問についての詳細については、担当部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、①のにかほ市には届け出、設置規定はありますかの御質問にお答えします。

現在、市では看板に関する届け出、設置規定は設けておりません。それは、屋外に設置される看板類は、屋外広告物法により県が定める屋外広告物条例により規定があり、設置する場合は県に許可申請が必要となります。ただし、地方公共団体が設置するものについては適用除外があり、市有地であれば許可が不要で、それ以外については県に届け出をすれば足りるとされております。この場合、設置する担当課でありますけれども、手続等はすべて担当課で行うこととなります。

また、高さが4メートルを超えるものにつきましては、建築基準法の工作物としての適用を受けるため、構造など安全性を確かめる必要があり、県から確認を受ける必要があります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 分かりました。これは市とかそういうところの管理だけでなく、個人のものについてもそのような規定の中に含まれますか。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 今言ったのは、あくまでも市で設置する場合のお話でありまして、当然個人でやる場合もそういう規制は出てきます。ただ、どこにでもですね看板を立てられるわけではないのです。ちゃんと事細かく規定がありまして、広告物の大きさから、あるいはその立ててもいい場所とか、そういうものがすべて—— ネット上で簡単に見られますけれども、これをいちいち言う時間がかかりますので後ほど見ていただければ分かるんですけども、いずれそんなに細かい規制はないのですけれども、比較的安易に、簡単に設置は可能かなと思っております。以上

です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 例えば市有地であっても区域によっては立てられない区域とかはありますか。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 多分市有地については何ら問題なく立てられると思うのですが、ただ、個人の場合ですと、これはなかなかやはり厳しいものがあります。ただ、私有地につきましても、当然上位法でいろんなその規制がかかっているものがあります。例えば国指定のいろんな自然公園等とかですね、そういうものについては当然規制がかかるものですから、こちらですね——ここにちょっと、どれがいいとか悪いとかちょっと書いてないのですけれども、いずれそういう規制が、禁止と許可ということで自分の土地だけでも禁止と許可があつてできないとか、どんなものでもできるのかというそういう問答集もありますので、この辺一読していただければと思います。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 分かりました。

②にかほ市の管理部署ですけれども、先ほどの、その部署部署でやっていかれるということでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 管理部署についても担当の部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 伊東議員が今、答えを言ったような感じがするのですけれども、各担当課で管理している関係もありますので、そちらで管理等はやってもらうということになります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） ③にかほ市で管理されなければならないものはどのくらいありますか。これは先ほどの数値とはまた違いますよね。案内板、表示板、標識等々——すみません、「旧町村」と書いてありますが、「旧町単位」で区分して、種別、数量はどのくらいありますか。お願いします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） にかほ市で管理する看板等というのは、先ほど申し上げましたように830基ほどございます。ただ、今、旧町単位での区分ということは、担当部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、市で管理しているものについてお答えします。

市では多くの看板を管理しておりますけれども、先ほど市長が申し上げたとおり、正確に言いま

すと 829 基の看板、標柱等があります。

地区ごとでありますけれども、仁賀保地区が 308 基、金浦地区が 116 基、象潟地区が 405 基となっております。

これらの看板等を管理している担当課でありますけれども、観光課関係では観光案内や公園施設等の看板等で、仁賀保地区に 79 基、金浦地区に 17 基、象潟地区に 218 基、計 314 基となっております。また、防災課関係では、避難誘導看板等で仁賀保地区が 92 基、金浦地区が 36 基、象潟地区が 86 基の計 214 基となっております。また、建設課関係では道路案内、標識等で仁賀保地区が 64 基、それから金浦地区が 28 基、象潟地区が 20 基の計 112 基です。それから、まだあります。文化財保護関係なのでありますけれども、史跡説明等の看板、標柱等で仁賀保地区が 55 基、金浦地区が 16 基、象潟地区が 23 基の計 94 基となっております。このほかに各担当課で管理している各施設の看板や行政広告啓発看板などがありまして、仁賀保地区が 18 基、金浦地区が 19 基、それから象潟地区が 58 基の計 95 基あります。これらを合わせますと全部で 829 基となります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4 番（伊東温子君） この中で先ほど言いましたように、文字が見えなくなった看板とか、何もない看板とか、そういうもの、不全なもの、どのくらいありましたでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 先ほど申し上げました 829 基は、各部署からすべて集めたトータルでありまして、その中でどれだけ使えないか、あるいは見えないかというのは把握しておりません。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4 番（伊東温子君） ④に絡むのですけれども、その管理状況の把握ですね、これは全くなされていないのでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ④の管理状況の把握はなされていますかという質問でございます。

先ほど担当部長からもお答えしたように、それぞれの所管で管理はしております。ただ、やはり中にはですね、色あせたような看板もあります。私もそれは確認しております。そういうことで、前段で申し上げましたように、これから少し時間はかかるかもしれませんが、もう一度点検をして、見直すべきものは見直すというふうにしてお答えしたつもりでありますので、この④のことはそういう形で御理解をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4 番（伊東温子君） それにしてもですね、市長の考えどおりにこれからやっていただきたいと思うのですけれども、本当に現状はひどいもので、例えば鳥海ブルーラインの上り口というんでしょうか、昭和 38 年に秋田県と建設省で立てた看板なんですけれども、「鳥海山国定公園象潟口」とあります。その看板は、釣り下げられたような形であるんですね。そしてその上に記念樹だったのかよく分からないのですけれども、ねむの木が植えてあります。それがちょっとかぶさったよう

な形で、もうその看板をすっかりこう、その下のほうは見えなくなるくらいに木が、草が生い茂っていて、もうその看板の下のほうは朽ちている状態です。「環境省」のままに掛けられてあるんです。それから、確か国指定を受けたその霊峰神社跡の下ですか、公園ですけれども、霊峰公園の、あそこもかなりひどいものです。そして、その中に「鳥海山で見られる樹木」という看板があるんですけれども、その字もところどころしか見えないので、これ何の看板だったんだろうって、よくこう拾い読みするとそういう看板だったんですけれども、何もその写真も絵も何もありません。こういう状況でありましたので、ちょっと伺ったのです。

それでは⑤です。リストの整備はなされていますかということですがけれども、先ほどの大体部署のほうで種類までもちゃんとやっていらっしゃるの、ここは省きます。これいいですね、先ほどの説明でよろしいでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 今の看板のお話ありました。前にも申し上げましたように、見直したところは見直していきますけれども、あの国立公園の看板は県が設置した看板です。ですから、これは相当老朽化しているのだとすれば、県のほうから直してもらおうと、そういう形の中で取り組んでいきたいと思っております。

他については前段に申し上げたとおりであります。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） やはり県のほうにもこういう状況であるということは伝えていかないといけないと思います。

⑥ですけれども、余り管理されていないということなんですけれども、その除草管理ですね、これは各部署でなされていると思いますけれども、どのような計画でなされていますか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 除草管理の指導等については、担当部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、除草管理の指導等についてお答えいたします。

公園等施設内の看板以外は、ほとんどが道路沿いに設置されているものが多く、除草作業も道路維持の部分ということで、ほとんどが道路の管理と一緒にっております。

繁茂の時期には看板に雑草がかぶさることもありますが、公園等の施設内及び周辺に設置されている看板等につきましては、作業員や施設管理人が状況を確認しながら随時除草作業を行っている状況であります。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 私が行ったのは夏、お盆過ぎだったんですけれども、かなりその時期はやはり繁茂する時期なので、だったと思うんですけれども、かなりの——すべての看板です。ほとんどすべてです。木の枝がかぶさって、高い標識とか、何でしょう、案内板とかそういうのもちよっ

と見えない状態で、本当に管理されていたのかなとちょっとってしまったんですけども、そういうかなり草も生い茂ってましたし、こういう繁茂する時期はやはり数回やられるように、そういう計画を立てられたほうがよろしいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。見回りとかは行っていたのでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） お答えします。ただ、今、伊東議員のおっしゃる内容には、すべてという発言がありましたけれども、ただ、すべてというのはいわゆるその829基を指しているのかその辺は分かりませんが、ただ、私ども管理している上では、そんなに例えば——国とか県は別ですよ。市で管理しているものについては、そういう安全性に欠けるものとか、あるいはどうしても方向を示すとかですね、いわゆるその矢印とか、そういうものについては、すべて私ども見て、そういう繁茂しているものについては取り除いて、除去して管理しています。多分伊東議員がおっしゃるのは、確かに国土交通省で管理している部分というのは、もうかなり歩道等はどうも何と云いますか余り除草しないような状況がここしばらく続いていまして、ちょっと見にくいような状況になっているのは確かでありますけれども、ただ、そういう案内標識等につきましては、すべてということは多分ないと思うんですけども、我々は気をつけて管理はしているつもりです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） すべてはちょっと言い過ぎでしたので取り消します。

そうすれば、市民がそういうものを目にしてですね、これは状態が悪いのでということ連絡するような場所がよく分からないのではないかと思いますので、どういうふうな窓口になっていますか。それをどのように市民に分かりやすく周知させていただけるのかお伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 市民からの要望等という御質問ですが、これについても担当の部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 市民からの看板等に対する要望・意見等でありますけれども、現在、市でそれ専門に受け付けている窓口はございません。ただ、どこの庁舎、ここの象潟、あるいは金浦、仁賀保もそうなんですけれども、どこかに届け出、あるいはその意見さえ言っていれば、それはすぐうちのほうで対応できるような体制づくりはなっていますので、サービスセンターでも構いませんので、気軽に声をかけていただければ、すぐに対応できるかと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 分かりました。以上のことで、大体市の管理体制の状況は分かりました。

私たちもおととの委員会視察です、那須塩原市を訪れたのですけれども、ここは県の——さっき秋田県にもあるとおっしゃっていただけですけど、県の屋外広告物条例、それに基づいて市でも景観条例というものをつくっていて、看板に関しては高さ、大きさ、デザイン等、色とか

そういうものが厳しく規制されて、管理もまた、その設置された方に厳しくその管理に対する講習を受けるとか、それから、こういうものに対しては1年認可制だとか、そういう細かく規定して、非常に管理もよくされているなどと思ってきました。本当にまちが非常に落ち着いて、素晴らしい観光地だなど、そう思ってきました。にかほ市でも平成23年の第2回定例会ですね、その中で創明会の会派代表質問加藤照美議員への市長の答弁の中で、前期基本計画で景観保護条例、これ仮称ってなっていますけれども、それを検討された形跡があるということで、しかし、いろいろな課題があってこれは見送られましたという、市長の答弁の中にそういう文言がありました。その条例を制定するのに、そのときはどんな課題がおありだったのかお聞きしたいと。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員、通告外になりますので。初めに通告外の質問は注意してくださいとっておりますので、質問の趣旨に沿ってひとつ質問をお願いします。

●4番（伊東温子君） じゃあ質問じゃなく、そのような経緯もありましたので、今後、にかほ市もこういうことに、市長も取り組まれる姿勢もあるようですので、取り組んでいってくださるようお願いします。

看板、標識、案内板等の設置、管理についての質問は終わります。

2番目の質問です。今朝の新聞の記事にも、去年の4月に熊本の中学3年生が自殺したその理由が、いじめによるものだったという報道がなされていて、つらかった、そういう記事が載っていました。

大津のいじめの事件に端を発し、今、全国的にいじめの問題が取り上げられています。自殺を含め、事態のエスカレートは、いじめは日常的にあるものということでは見過ごされない大きな問題になっています。

当市では、今までも一般質問や委員会審議の場がいじめについて質問がありましたが、改めていじめに対する見解をお伺いしたいと思います。

①いじめとはどういう状況を指しますか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） それでは、伊東議員の御質問にお答えいたします。

いじめの問題についてであります。議員御指摘のように、今、全国的に大変いじめの問題が話題になって取り上げられております。このいじめはあってはならないと、そういうことで教育委員会としては市の先生方の研修会、あるいは校長会等で指示をして、学校の先生方への意識づけを図ってきております。

最初の、いじめとはどういう状況を指しているかということですが、このことについては学校教育課長がお答えいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、学校教育課長。

●学校教育課長（高野浩君） いじめとはどういう状況を指していますかという伊東温子議員の御質問にお答えいたします。

私も現場にいた人間ですので、絶対許されないことだなというふうに思っております。

文部科学省のいじめの定義も、これまで何度か変更されました。かつては「自分より弱い者に対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に与え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」というふうな形で定義されておりました。ですが現在は、やはり今までのいじめとは内容も変わってきておまして、そちらの関係上、いじめの定義も「当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義されています。大分変わっています。「個々の行為がいじめに当たるか、そうではないかの判断は、表面的なもの、形式的なもので行うことではなくて」—— ここが大事なところです —— 「いじめられた児童・生徒の立場に立つて行うこととし、又、起こった場所は学校の内外を問わないこと」というふうにされています。この意味からしますと、たとえ行為が1回きりであったとしても、相手が精神的な苦痛を感じているということになれば、それは「いじめ」と考えることができます。この意味からすれば、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得ることがいじめであるとされたいと思います。学校生活、それから子供社会のみならず、私たち大人社会でもあり得ることでもあります。いじめをそういうふうに捉えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） いじめの定義が変わったということで、やはり先ほど学校教育課長がおっしゃったように、いじめの質が変わってきている、状況が変わってきていると。ささいなからかいから始まって、その周りにいる子供たちがどうするか、怖いからいじめの側に立つのか、傍観者になってしまうのか、こういうところもすごくそれで被害というかいじめられた子がどんどん孤立していく、こういう状況が今、起きているのではないかと私は思っているのですけれども、こういういじめですね、これが当市の学校でありますか。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） いじめが当市の学校であるのかどうかということではありますが、これについても学校教育課長がお答えします。

●議長（佐藤文昭君） 学校教育課長

●学校教育課長（高野浩君） にかほ市内の学校でいじめはありますかという御質問にお答えいたします。

孤立するとか、そういった状況に陥らないように先生方は情報を集めながら配慮して、そして対応しております。まずそれだけはひとつ御承知おきください。

それから、人間は一人一人違うわけでありますので、主張をすれば、どこかでぶつかり合うのは当然であります。そんな中で子供たちは生活していますし、先ほどの文部科学省の定義からしても、いじめはいつでもどこでも、そして誰にでも起こり得ると考えられます。にかほ市内の各小学校、中学校では、いじめ調査をやっております。それから、いじめに限らず子供たちの悩みやそういったものに対応するために教育相談を確実に行っていきます。面談集会とかそういったものも設けて、担任以外の先生方からも面接をしてもらったりしながら子供たちの悩みにも対応しております。そうやって対応しながら、早期にかつ適切に対応しておりますので、深刻ないじめに発展するその前

に解決されております。そういうふうに学校のほうからは報告を受けておりますし、確認しております。したがって、いじめについては先ほども言いましたとおり、いつでもどこでも誰にでも起こり得る状況にありますので、認知はしています。さきに述べましたように、きちんと対応、解決、解消しておりますので、現在にかほ市内の小・中学校において深刻ないじめというものはありません。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 深刻ないじめはないと。しかしですね、ある中学校で心身に対する障害用語でその子を呼ぶ、かなりの人数で呼ばれていると、毎日。そういう状況は把握されていますか。

●議長（佐藤文昭君） 学校教育課長。

●学校教育課長（高野浩君） 今の御質問であります、いろいろ状況があると思います。先ほども申し上げたとおり、苦痛を感じていれば1回であってもいじめというふうに捉えられますので、かつての状況とは違ってくるということです。

それと、今の御質問は③の質問として捉えてよろしいのですか。——とは違いますか。

●議長（佐藤文昭君） そういうことがあったかということです。

●学校教育課長（高野浩君） よってたかってみんなで何回も集めてというような情報は私はもらっておりませんが、先ほども申し上げましたとおり、常にアンテナを高くして先生方は対応しておりますので、もしそういう事実があって繰り返されているようであれば、必ず報告が来るようになっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 深刻な問題にならないとしても、これはとても大事な問題だと思います。そういうことを多分見聞きしている子はいっぱいいるんですね。そういうものが伝わらないということもひとつやはり問題点かなと思いました。

③の問題なのですけれども、いじめに関連するような相談はありますか。ありましたか。件数、内容、どこでどのような相談を行われたかと、どのように行われたかということをお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） いじめに関する相談ということですが、これについても学校教育課長がお答えします。

●議長（佐藤文昭君） 学校教育課長。

●学校教育課長（高野浩君） ③の質問で、いじめに関するような相談はありますか、件数、内容、どこでどのようにということにお答えいたします。

文部科学省でもこれまでの事件を受けて、急遽いじめに関する調査を始めました。そちらの調査も来ておまして、既に終わっております。

今年度4月からの状況でお答えいたします。小学校で4件、中学校で3件を認知されましたということで報告を受けていますが、それらどれもすぐに対応し、先ほどのお話のとおりです。解消されています。内容的には、冷やかしたり悪口、嫌なことを言われましたという内容が5件です。それ

から、じゃれあいとか軽くぶたれたりとか、遊びを通して、遊びながら小突いたり押しったりというようなことに関する内容が2件であります。先ほど伊東議員がおっしゃいましたように、それらが繰り返されていくことで大きくなっていくわけで、そうならないうちに学校のほうでは対応しているということでもあります。相談は学校が受けています。子供たちから、それから保護者から、それで情報を集めて、早くかつ的確に対応しているところでもあります。学級担任はもちろんのことです。学年主任や生徒指導主事もそれらの面談をしたり情報収集をして解決に向けてきちっと対応しています。そして何よりもやはり大事なことは、校長、教頭への連絡、報告、相談、これらを実行しながら保護者と連携を図って対応しているということです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） よく対応してくださっているようでよかったですと思いますが、ここで質問なのですが、こういうものがあつたわけですが、誰がその最初に口火を切って誰に話したかというような状況は分かりますか。

●議長（佐藤文昭君） 学校教育課長。

●学校教育課長（高野浩君） それぞれその事例事例で違ってくると思います。子供が直接担任の先生に、または学校で生活記録とかというのを書いていますよね。言えない子もそれに書いて知らせ、そのあたり、いろんなところからそういう情報は入ってきます。それから、お家に帰って家の方に、お父さんでもお母さんでも保護者のほうにこういうことがあつたのよねっていうお話をすれば、当然保護者も来ます。中には保護者は黙っている場合もあるかもしれません。ですが、今までこうやって来て分かっている部分に関しましては、それぞれがそのような形で学校のほうに知らせてくれて、そして学校の中で対応をしていくというふうな形で行っている状況であります。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） いずれにしても、その置かれている状況を話すことができる、そういう環境であるということは非常にいいと思います。

次に、④ですけれども、いじめの原因をどのように考えますか。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） いじめの原因についてであります。いじめの原因については一概には言えないのですが、現在の複雑な現代社会の状況、こういうものが背景にあるとは考えております。

具体的には学校教育課長がお答えいたします。

●議長（佐藤文昭君） 学校教育課長。

●学校教育課長（高野浩君） いじめの原因についてどのように考えますかという御質問です。

先ほど教育長がお話されたこと、そのとおりであると私も思っております。子供たちは成長します。体も大きくなっていきます。ただ、その中で精神的な面がそれにあわさってどんどん成長していくかという、そうではありません。そういったことの要因もあるでしょうし、社会の状況というのもあると思います。子供たちは物質的に豊かな社会の中で生活をしているわけで、昔と違ってこれがほしいなと思ってお願いすると手に入るような、そういう状況に現在あるわけです。変えて

考えますと、自分が思ったことはそのとおりになっていくというか、そうなるんだろうなというふうな思いで生活している場合も多々あると思います。そんな中で我慢しなくてもよい状況にあるというこの社会の中で、忍耐力とかそういったものが弱くなっていて弱体化し、そしてまたは欠如、なくなってしまうと。そういうことが子供同士の間人間関係づくりにも大きく影響を及ぼしているということが考えられます。友達関係をつくっていく中で、その中において自分の思いどおりにならないことが多々あるわけです。そんな中で、または気に入らないからとかそういう精神的な面のものから相手を排除しよう、そういった思いが大きくなってきて、それがいじめにつながったりしている状況というものもあると思います。

複雑化していく社会の中で生きていくことはとても大変なことです。大人にとってもそうです。その中で、まだ成長途中の子供たちが、自分を尊いものと感じる自尊心や自分が何かの役に立っている、そういった自己存在感というものを満たすことができなくて、それが欲求不満というような形になってあらわれ、いじめにつながっていくというふうなそういう現状があると考えられます。先ほど教育長もおっしゃいましたが、いじめの原因について、それがはっきりしているのであれば、それを取り除くことでいじめは防げるはずなんです。でも、そううまくいきません。それは一概に原因はこれだということが言えないという、そのところにあると思います。複雑な現代社会の状況と子供たちの成長に伴う精神的な面、そういったものが強く背景にあって、いじめというものが今でも消えずに常にこう起こり得る状況があるというふうに考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 原因について説明していただきました。原因の次は⑤、⑥、同じ項目でもよろしいですから、いじめの対応について、それからあと防止に何が有効だと思われるか。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） それでは、⑤と⑥、一緒にお答えします。

まず、いじめ対応についてという御質問ですが、やはりそのいじめというのはどこでも起こり得るんだという意識をやはり常に持たなきゃならない。そして、やはり学校としても、地域としても、アンテナを高くして児童・生徒の変化を見逃さない、そういう観察力で早期発見に努めることが大変大事だと思います。これがおくれてしまうと深刻ないじめにつながっていくと、そういうことになろうと思います。いじめにつながるような状況を発見したら、これが単なる悪ふざけなのか、あるいはその子供たち同士の中での力関係によるものなのか、こういうようなことを見きわめるための情報収集や面談を行ったりして事実関係をはっきりしていかなきゃならない。いじめた側、いじめられた側、これは両方ともです。教育相談活動を行って問題の解決を図っていくということになろうと思います。

一方、保護者にも事実を知らせて学校と保護者の共有理解を図っていくということが必要だと思います。解決が図られた後も、例えばその子供たち同士で話し合いをしてうまく解決したと。しかし、その後でも、やはりアンテナを高くして事後指導をしていく、大切なことは、その正しい情報を早く収集して、子供たちの力で解決できるのか、私は子供たちの力で解決できるものは子供たち

の力で解決させてやりたいです。それは将来的にも、そういう大人の世界でもあるわけですよ。それをやはりこの義務教育の段階で、その解決手段を子供たちが学んでいくということは大事なことだと思います。ただ、教師が介入しないとこれは大変だなと、そういう思うところについては、これはきちっと教師が介入していく。その前提としては、教師が子供たちをしっかりと見て、見守りながらそういうふうな対策を立てていくと、そういう意味での全校体制が必要なのではないかなと、そう思うところです。

それから防止策なのですが、防止策については幾つか考えられることはあります。

まず一つ目は、いじめはどこでも起こり得るという認識を常に持って、先ほどお話したようにアンテナを高くして、教師が児童・生徒の変化を見逃さない。何かあれば子供たちは変化します。その変化を見逃さないことが大事なんです。そういうその変化を見逃さないという目と心を持って対応するという。例えば、子供たちが大丈夫だとか何でもないんだよと、こう言ったとしても、それに惑わされないで継続的に指導する姿勢を緩めてしまうという、そのことが実は後々に大事に至るんだという、やはりそういう認識を教師は持たないといけないと、そのように思っております。これは教師の意識の問題です。

二つ目に、人権を否定するいじめは人間として絶対に許されないし絶対に許さないんだと、そういう強い姿勢をすべての教育関係者が児童・生徒、保護者にきっちり示すことが大事だと思います。いじめられる側の児童・生徒を全面的に守るんだという、そういう学校のはっきりとした姿勢を示す、これが大切だと思います。いじめは絶対に見逃してはいけないんだと、教師は児童・生徒を守って、児童・生徒はいじめを認知したら、いじめがあるなど、こういうように思ったら先生や保護者に相談できる、そういう学校体制も必要です。そのためには、いい人間関係を子供同士の間、あるいは先生と子供の間でもその人間関係をつくっておかなきゃならない。いわゆるそれが何でも相談できる体制づくりということが大事になってくるわけです。これは学校体制の問題です。

三つ目は、保護者、家庭、地域と連携しながら、「いじめはさせない・しない・見逃さない」これを学校、家庭、地域で実践することが、いじめ撲滅のために重要なことではないかなと、いわゆる学校と地域と家庭の連携ということなんです。

最後に、相手に対する、友達に対する、すべてを含めてです。思いやりの気持ちとか、あるいは優しさとか、そういった基本的な人権意識を学校の授業である道徳とか、あるいは特別活動の時間で育てていくと。

一方では、その命の大切さの指導、命は大切なんだという指導、そして、やはりたくましい心の育成、負けないんだという、乗り越えていくんだというたくましい心の育成のための取り組みについても学校教育活動全体を通して推進していくことが、いじめを防止する上で大変大事なことはないかと考えます。これは学校での子供への教育ということなんです。

このように幾つか方法は、幾つか挙げたのですが、特効薬はないのです。やはり学校現場は、原点に帰るといふか、子供たちの指導、生徒指導というのは、一人一人の子供理解に始まり子供理解に終わるといふのが生徒指導の大原則なんです。この原点に立ち戻って日常的、そして総合的に学校体制で取り組むことが大事なんじゃないかと思っております。このいじめ対応は、私は、学校の総合力

が求められているのではないかと、そのように考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 当たり前のことが当たり前に行われてこなかったという、そういうことの反省もあると思います。

あとは先ほど学校教育課長もおっしゃいました、教育長もおっしゃいました、やはりその自尊心ですね。それから人権の問題、そこが大事かと思えます。先ほど言ったように、心身の障害で呼ぶという、それを許しているというそういうことが行われているということが大変なことだと思います。やはり自分が大事であれば人も大事、そういう自尊心を啓発できるような教育というものを考えていただきたいと思えますけれども、また今、新しい学習指導要領の改訂がありました。その中の総合的な学習、特別活動ですか、そういうものに非常に重きを置いてですね、肯定的な自己の理解と自己有用観の獲得が必要だということで、中央教育審議会のほうから答申が出されましたけれども訂正ということで——ただ、学校も教科というんですか、教科学習が非常に多くの部分を占めている段階ですし、その教師の情報処理というか、そういう煩雑さの中で大変なことだとは思いますが、これに関連して、その煩雑さをなくすためににかほ市教育委員会では、その教師のその煩雑さを解消するためということで施策をとられましたよね。その成果はどのようなものでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員、質問の項目に沿っておりませんので、論点を整理して、ひとつ質問してください。

●4番（伊東温子君） 分かりました。そういうものもやはり助けになって、今後——学校に行くとやはり先生が忙しくて、子供の顔を見ていないというか、そういう現場もありますので、そのあたり先ほどおっしゃられたような対策をよろしくお願ひしたく、いい環境を、その子供が悩みを打ち明けられる、そういう自分で話せる先生がいて、友達がいるような、話せる環境であるようによろしくお願ひしたいと思えます。以上で終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで4番伊東温子議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

どうも大変御苦労さまでした。

午前11時24分 散 会
